

商業、農業、養蠶等々各團體聯合會に組織せしむるを以て其の目的は
一、團體の健全なる維持を期すこと
二、各團體の利益を保護すること
三、各團體の活動を促進すること
四、各團體の意見を統一すること
五、各團體の活動を協調すること
六、各團體の活動を支援すること
七、各團體の活動を奨励すること
八、各團體の活動を指導すること
九、各團體の活動を監督すること
十、各團體の活動を評価すること
十一、各團體の活動を報告すること
十二、各團體の活動を公表すること
十三、各團體の活動を宣伝すること
十四、各團體の活動を普及すること
十五、各團體の活動を発展すること
十六、各團體の活動を繁栄すること
十七、各團體の活動を栄耀すること
十八、各團體の活動を光輝すること
十九、各團體の活動を輝煌すること
二十、各團體の活動を燦爛すること
二十一、各團體の活動を輝煌すること
二十二、各團體の活動を燦爛すること
二十三、各團體の活動を輝煌すること
二十四、各團體の活動を燦爛すること
二十五、各團體の活動を輝煌すること
二十六、各團體の活動を燦爛すること
二十七、各團體の活動を輝煌すること
二十八、各團體の活動を燦爛すること
二十九、各團體の活動を輝煌すること
三十、各團體の活動を燦爛すること

財團法人協同會大阪支所

題ハ獨リ官業労働組合丈ケノ問題デハナイカラ大阪ニテハ尙上
會ガ主催トナツテ去ル十四日、十六日本部ニ於テ大阪各労働組
合ガ集リ反對ノ決議ヲシタノデアアル又吾々ハ無産政黨組織ニハ
最初カラ賛成デアアルカラ日本農民組合ガ提唱シタカラ直チニ賛
成シタノデアアルガ去ル九月十七日、十八日此公會堂ニ於テ準備
會ヲ開キタルガ労働組合代表者中意見ガ衝突シ之ガ爲メ今後ノ
無産政黨組織ハ破壊セラル、ナランカト考ヘタノデアアツタガ向
上會ニ於テハ機關紙ニ「**百**」リテ各労働組合ニ對シ警告ヲ發シタノ
デアアル此警告ノ爲評議會ノ如キハ大ニ反省シテ從來ノ委員ヲ變
更スル事トナリ政治研究會、水平社、無産同盟モ皆委員ヲ變更
スル事トナツタ農民組合ニ於テモ去ル十二日協議シテ吾組合ト
同一行動ヲ取ル事ヲ聲明シ「**百**」吾々ハ左傾的ナル綱領ニハ賛成ス
ル事ガ出来ヌデアルカラ今後ト雖モ大ニ腹ヲアテ行カネバナ
ラヌ。